

(令和 7年4月1日改定)

令和4年4月1日制定

改正建築物省エネ法事務取扱マニュアル

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)

【適合義務制度】

北九州市都市戦略局指導部建築審査課

■ 目 次 ■

1 省エネ基準適合義務・省エネ適判の対象	7-1-3
2 省エネ適合性判定(省エネ適判)	7-1-7
(1)省エネ適判申請にあたり	7-1-7
(2)省エネ適判申請手続きの流れ	7-1-9
(3)提出書類	7-1-19
(4)省エネ基準	7-1-22
3 省エネ適判を省略する場合 (仕様基準、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定等)	7-1-23
(1)審査申請にあたり	7-1-23
(2)手続きの流れ	7-1-26
(3)提出書類	7-1-28
(4)仕様基準 (木造戸建住宅の場合)	7-1-29

1 省エネ基準適合義務・省エネ適判の対象

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下、「法」という。)」の改正により、令和7年4月1日以降に着工する原則全ての建築物(住宅・非住宅)の新築・増改築に建築物エネルギー消費性能基準(以下、「省エネ基準」という。)への適合が義務付けられることとなりました。

法に基づく省エネ基準適合義務は、建築基準関係規定であるため、建築確認で省エネ基準適合の確認が必要な場合、省エネ基準適合が確認できなければ確認済証が交付されず、着工できません。

また、令和7年3月31日以前に確認済証が発行され、令和7年4月1日以降に着工する場合、完了検査時に省エネ基準への適合が確認できない場合は検査済証が交付されません。

省エネ基準への適合を確認するためには、新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を受ける必要があります。

増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。(修繕や模様替えは含みません。)

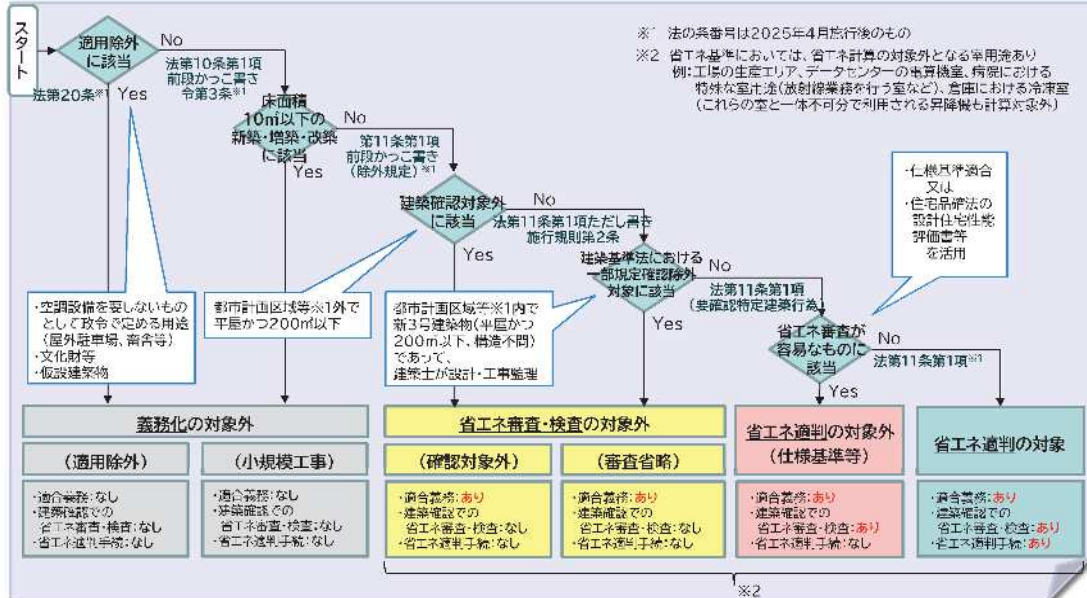
増改築を行う部分の床面積が10㎡を超え、増改築後の建築物の規模が建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に該当する場合に、増改築に係る省エネ適判が必要となります。

複合建築物(非住宅部分と住宅部分を有する建築物)の場合は、部分毎の評価方法によります。なお、住宅部分について省エネ適判を省略する方法を用いる場合であっても、非住宅を含むことから、建築物全体としては省エネ適判が必要となります。

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。



(1) 省エネ基準適合義務が適用除外される建築物(法第10条、第20条)

① 10㎡以下の新築・増改築

② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途

自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎、倉庫・危険物の貯蔵場のうち常温のもの、
変電所、上下水道に係るポンプ施設、受電施設、ポンプ施設、

畜舎、水産物の増殖場若しくは養殖場等で常温のもの、公共用歩廊、

観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する

用途 等

③ 歴史的建造物、文化財等

④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

(2) 省エネ基準適合義務はあるが、省エネ審査・検査が不要な建築物

① 都市計画区域・準都市計画区域の外で、平屋かつ200㎡以下(新3号建築物)の建築物

② 都市計画区域・準都市計画区域の内で、平屋かつ200㎡以下(新3号建築物)であって、 建築士が設計・工事監理する建築物

(3) 省エネ適判を省略できる住宅

省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為に該当する場合は、省エネ適判を省略し、建築確認手続きの中で省エネ基準適合を確認します。(下図参照)

省エネ適判を省略できる場合は、次のいずれかの住宅の新築に限ります。

- ① 仕様基準に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅(手数料あり)

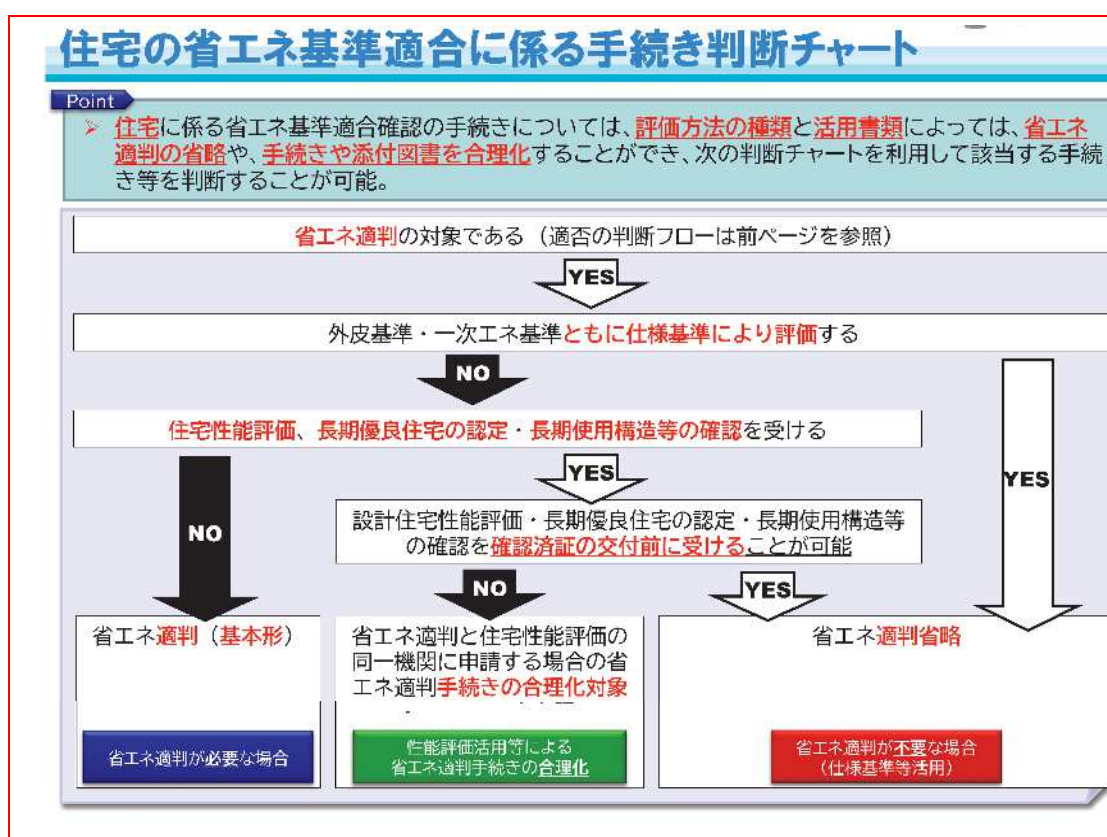
建築確認申請の中で省エネ基準審査を行う。

- ② 設計住宅性能評価を受けた住宅の新築(手数料なし)

設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上)により省エネ基準適合を確認する。

- ③ 長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築(手数料なし)

長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書により省エネ基準適合を確認する。



(4) 省エネ適判の対象となる建築物

省エネ基準適合が確認済証の交付要件であり、原則として省エネ適判を受け省エネ適合通知書の交付を受ける必要があります。

(5) みなし認定(手数料なし)

以下の認定を受けた場合は、省エネ適判の適合判定通知書の交付を受けたものとみなします。(省エネ適判に係る手続き等が不要)

- ① 特殊の構造又は設備を用いる建築物として国土交通大臣の認定を受けた場合
特殊な構造又は設備の認定書により省エネ基準適合を確認する。
- ② 性能向上計画認定を受けた場合(建築物全体、複合建築物の非住宅部分、複合建築物の住宅部分)
性能向上計画認定書により省エネ基準適合を確認する。
- ③ 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合(建築物全体、複合建築物の非住宅部分、複合建築物の住宅部分)
低炭素建築物認定書により省エネ基準適合を確認する。

(6) 一次エネルギー消費量の算定対象の床面積に含まれないもの

省エネ適判の対象となる場合があっても、標準的な使用条件を設定することが困難である以下の建築物の部分や、常時使用されることが想定されない室や設備

- ① 工場の生産エリア
- ② 倉庫における冷凍室・冷蔵室・定温室
- ③ データセンターにおける電算機室
- ④ 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

(7) 認定を受けた性能向上計画認定に建築物省エネ法29条第3条の規定による他の建築物である場合(自他供給型熱源機器等から熱又は電気を供給される建築物)は、床面積に算入しません。

(8) 気候風土適応住宅

- ・気候風土適応住宅の基準は、「令和6年6月28日国土交通省告示第975号」による
- ・外皮基準への適合は除外され、一次エネルギー消費量のみ対象

2 省エネ適合性判定(省エネ適判)

(1) 省エネ適判申請にあたり

審査申請にあたり、以下の書類を提出(持参)してください。

提出書類については正本と副本にそれぞれ1部ずつ添付してください。

<申請に必要な図書>

- a) (確認申請の場合) 適合判定計画書(法様式一)
(計画通知の場合) 適合判定計画通知書(法様式十一)
- b) 添付図書
 - ・設計内容説明書
 - ・各種図面・計算書(※場合によっては、一部資料のデータ提出も可能)
- c) 複合建築物の住宅用途の部分について省エネ適判を省略する場合の必要図書
 - ・住宅部分に仕様基準を用いる場合は、その旨が確認できる図書
 - ・住宅用途の部分に設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を活用する場合はその写し
- d) その他必要な資料(所管行政庁が必要と認めた図書)
 - ・委任状(申請者以外の方が、審査申請手続きを代行する場合)

<建築確認申請の手続きの中で建築主事への提出が必要な図書>

- ① 省エネ適判を受けた場合
 - a) 適合判定通知書又はその写し
 - b) 省エネ計画書の副本又はその写し
- ② 国土交通大臣認定を受けた場合(特殊の構造又は設備を用いる建築物)
 - a) 国土交通大臣認定書又はその写し
 - b) 国土交通大臣認定書の別添の一部
- ③ 性能向上計画認定を受けた場合
 - a) 性能向上計画認定通知書又はその写し
- ④ 低炭素建築物の認定を受けた場合
 - a) 低炭素建築物新築等計画認定通知書又はその写し

<変更計画の申請に必要な図書>

- a) (確認申請の場合) 変更計画書(法様式第二)
(計画通知の場合) 計画変更通知書(法様式十二)
- b) 省エネ適判申請時の添付図書のうち、当該変更に係るもの

<軽微な変更に必要な図書>【ルートA、B、C】

- a) 軽微な変更説明書(市様式5-1~5-3)
- b) 省エネ適判申請時の添付図書のうち、当該軽微な変更に係るもの

<軽微変更該当証明の申請に必要な図書>【ルートCのみ】

- a) 軽微変更該当証明申請書(市様式6-1)
- b) 省エネ適判申請時の添付図書のうち、当該軽微な変更に係るもの

<完了検査申請時に建築主事へ提出が必要な図書>

- a) 省エネ基準工事監理報告書(工事監理の状況を把握するために必要な書類)
(市様式4-1~4-5)
- b) 省エネ適判に要した図書(北九州市以外の機関で適合判定を受けた場合)
 - ・設計内容説明書(計画の変更を含む)
 - ・各種図書・計算書、機器表等
 - ・大臣認定を要した図書(大臣認定を取得している場合)
 - ・性能向上計画認定通知書又はその写し(性能向上計画認定を取得している場合)
 - ・低炭素認定通知書又はその写し(低炭素建築物の認定を取得している場合)
- c) 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等(現場備付)
- d) 確認を受けた建築物の計画を変更した場合、その変更内容に応じた以下の書類及び変更内容が分かる図書一式(建築物省エネ法上の軽微な変更がある場合)
 - 【ルートA又はルートB】 軽微な変更説明書
 - 【ルートC】 軽微な変更説明書、軽微変更該当証明書
- e) 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上)又はその写し(当該書類の対象である部分の面積は、床面積に算入しない)
- f) その他必要な資料

<省エネ適判申請等手数料について>

- a) 省エネ適判申請等の受付時に手数料が必要です。
- b) 変更計画申請又は軽微変更該当証明申請(ルートC)を行う場合、それぞれ申請時に手数料が必要です。

<注意事項>

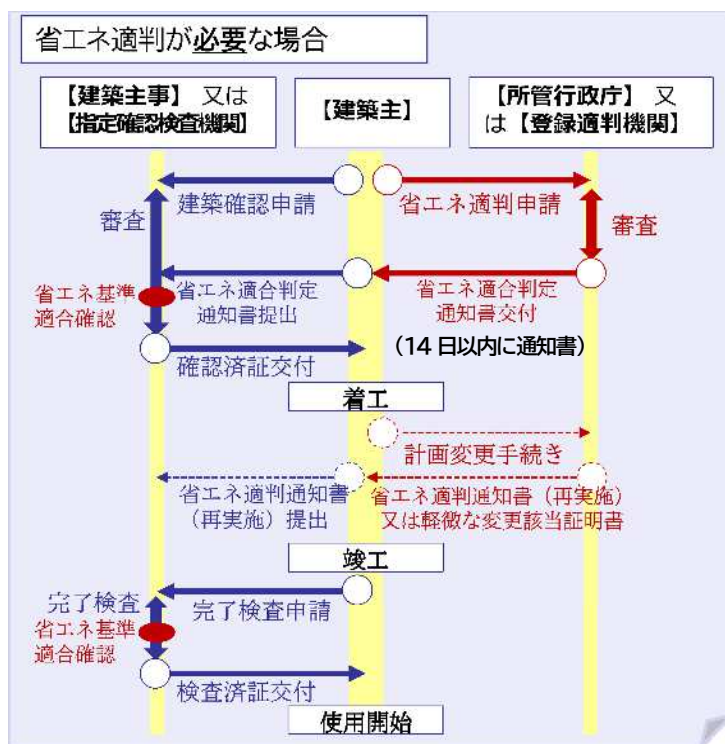
- a) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないようにしてください。
申請受理後に添付図書等に不備が認められた場合、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行うことがあります。

- b) 提出された書類の内容に疑義がある場合は、必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがあれば訂正を求めることがあります。
- c) いずれの申請も、副本1部は審査等実施後に返却します。

(2) 省エネ適判申請手続きの流れ

建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画(省エネ計画)が省エネ基準に適合しているかどうかの判定(省エネ適判)を受け、建築確認を申請した建築主事又は指定確認検査機関に、省エネ適判機関から交付された適判通知書を提出する必要があります。

この適判通知書の提出がない場合、確認済証が交付されません。



① 審査の申請

- a) 建築主は、工事着手前に建築物エネルギー消費性能確保計画書(以下、「省エネ計画書」という。)(法様式一、十一)及び添付図書を所管行政庁又は登録建築物消費性能判定機関(以下、「登録省エネ判定機関」という。)に提出します。
- b) 期間を延長する旨の通知書(法様式五、十五)

所管行政庁は、提出を受けた日から14日以内に省エネ適判の結果を記載した通知書を交付します。ただし、提出された省エネ計画書や添付図書等に記載漏れや記載ミス等があり、審査期間が長期にわたることが合理的である場合等には、「期間を延長する旨の通知書」を交付し、審査期間を最大28日間延長することができます。

c) 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（法様式六、十六）

所管行政庁は、申請図書だけでは建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合するかどうか決定することができない場合には、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付します。

d) 適合判定通知書（法様式三、十一）

所管行政庁は、省エネ計画が省エネ基準に適合すると判断する場合は、「適合判定通知書」を交付します。

e) 適合しない旨の通知書（法様式四、十二）

所管行政庁は、省エネ計画が省エネ基準に適合しないと判断する場合は、「適合しない旨の通知書」を交付します。

（注意）

- ・ 提出を受けた日から14日以内に通知書を交付することができるように、必要な書類をわかりやすく整えてください。
- ・ 計算対象、計算対象図面の内容と、意匠・設備の図面との齟齬などがないようにしてください。
- ・ 手数料については、申請受付時に必要となります。納入通知書（窓口でのキャッシュレス支払も可）又は公金振替（市）による納付になります。

② 審査の実施

住宅 ： 外皮性能基準に係る審査 + 一次エネルギー消費量基準に係る審査
非住宅 ： 一次エネルギー消費量基準に係る審査

a) 一次エネルギー消費量基準に係る審査

Webプログラムによる一次エネルギー消費量の計算で用いた設備機器等の性能や仕様の確認を行います。

- ・ 省エネ基準（Webプログラム）で計算可能な設備機器などであること
（設備機器等の特定）
- ・ 設備機器の性能値が規定された条件で適切に測定もしくは試験された値であること
（性能値根拠等の確認）

b) 外皮性能基準に係る審査

計算シートに記載された面積あるいは部位別熱貫流率の算定のもととなる仕様等を審査します。

- ・ 外皮平均熱貫流率は、熱的境界に該当する各部位（窓、外壁、屋根等）及び構造熱橋部等の貫流熱損失を求め、その合計した値を全体の外皮面積で除して求めます。

・冷房期の平均日射熱取得率は、(方位を考慮する必要あるが)基本的な計算手順等は外皮平均熱貫流率計算と同様に求めます。

③ 確認済証の交付・着工

- a) 所管行政庁から省エネ適判通知書の交付を受けた場合、建築主は建築確認申請を行っている建築主事に当該適合判定通知書又はその写しを提出してください。
- b) 提出を受けた建築主事は、当該適合判定通知書等の確認により省エネ基準への適合を確認し、確認済証が交付され着工が可能となります。

④ 計画変更する場合

省エネ適判通知書の交付を受けた後に、省エネ計画に係る変更内容が計画変更に該当する場合は、検査申請前に手続きが必要です。

○ 計画変更の対象

i) 建築物の用途の変更

ii) 計算方法の変更

非住宅：モデル建物法 ⇔ 標準入力法

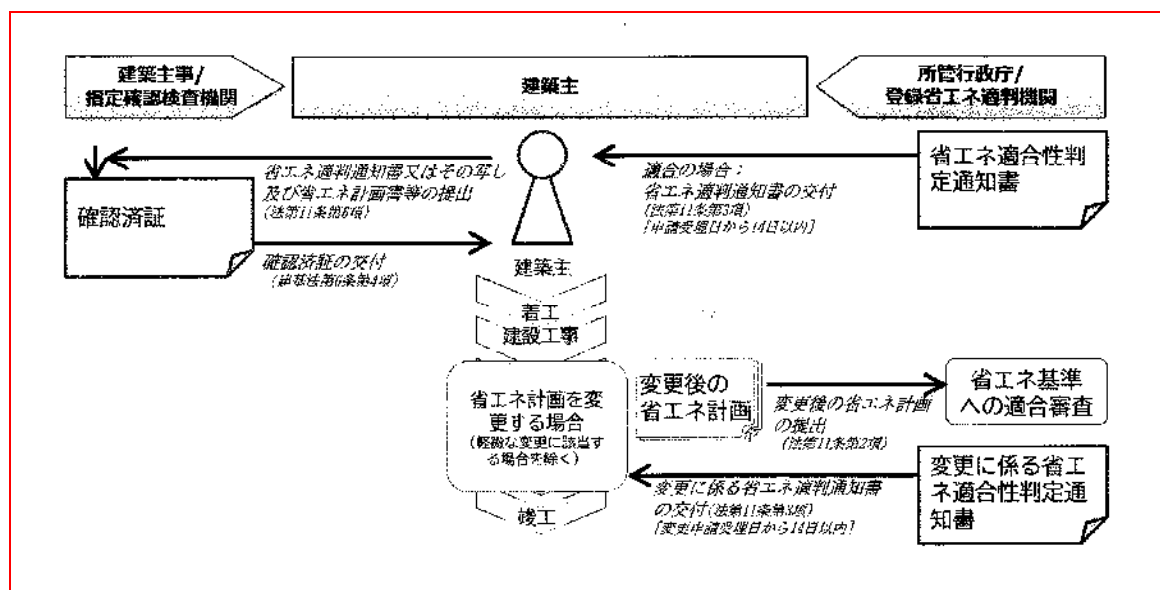
モデル建物法 ⇔ モデル建物法(小規模版)

住宅：併用法 ⇔ 標準計算法

併用法 ⇔ 併用法(外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更)

iii) モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更(非住宅のみ) 等

○ 計画変更の手続きの流れ



- 省エネ基準適合判定通知書の交付を受けた後に、省エネ計画に記載されている内容について変更を行う場合、建築主は変更後の工事に着手する前に、その変更後の「変更計画書」及び「省エネ適判申請に必要な図書等のうち当該変更に係るもの」を所管行政庁に2部提出してください。
- 変更に係る審査が完了した後、所管行政庁から変更に係る省エネ適合性判定通知書の交付とともに、変更計画書の副本及びその添付図書も返却されます。
- 変更に係る省エネ適合性判定通知書は、建築確認を行う建築主事へ提出してください。

⑤ 軽微な変更をする場合

省エネ適判通知書の交付を受けた後に、省エネ計画に係る変更内容が軽微な変更ルートCに該当する場合は、検査申請前に手続きが必要です。

○ 軽微な変更に該当する項目

非住宅	住宅
1) エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更 (ルート A)	
次のイからニまでの変更が該当する。 イ 建築物の高さ又は外周長の減少 ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。) ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設	次のイからニまでの変更が該当する。 イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更(外皮面積が変わらない場合に限る。)、又は開口部面積が増加しない変更 ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。) ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設
1) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更(ルート B)	
変更前の設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)が基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。	
次のイからホまでの変更が該当する。 イ 空気調和設備 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 (イ)外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少 (ロ)熱源機器の平均効率の10%を超えない低下	次のイ又はロの変更が該当する(イとロの変更を同時に行う場合を除く)。 イ 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減 ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の(イ)から(ニ)のいずれか(同時に二以上の変更を行う

ロ 機械換気設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 (イ)送風機の電動機出力の 10%を超えない増加 (ロ)一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加(室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。) ハ 照明設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の 10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 ニ 給湯設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 ホ 太陽光発電設備 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 (イ)太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少 (ロ)パネルの方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更	場合を除く。)に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 (イ)開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 (ロ)変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 (ハ)変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 (ニ)基礎断熱の基礎形状等の変更
3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更(ルート C)	
次のイからニまでのいずれかに該当する変更を除く。 イ 建築物の用途の変更 ロ 基準省令第1条第1項第1号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変	次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。 イ 建築物の用途の変更 ロ 基準省令第1条第1項第2号イの基準を適用する場合における同号イ(1)の基準から(2)

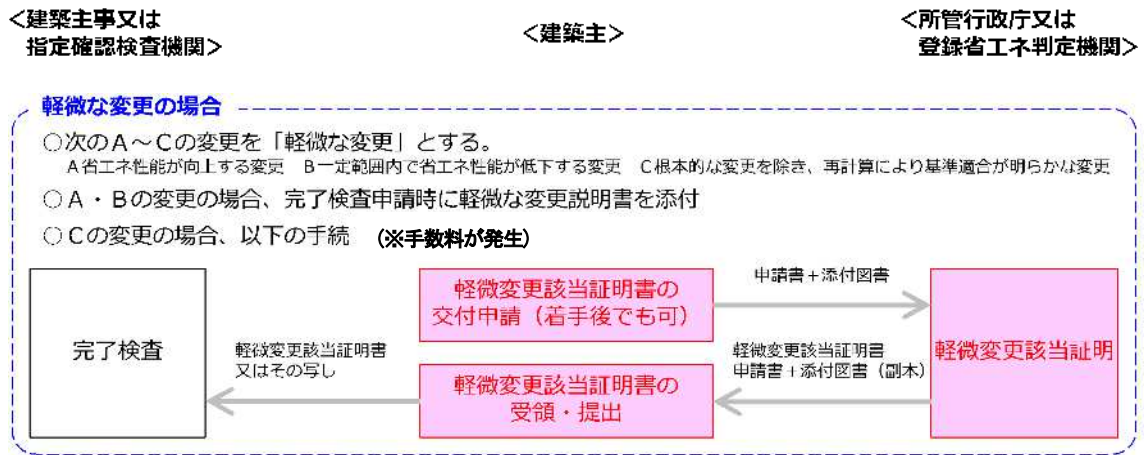
更又はロの基準からイの基準への変更 ハ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更 ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール(BEST省エネ基準対応ツール)を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認への変更	の基準への変更又は(2)の基準から(1)の基準への変更 ハ 基準省令第1条第1項第2号ロの基準を適用する場合における同号ロ(1)の基準から(2)の基準への変更又は(2)の基準から(1)の基準への変更
---	---

※ 国土交通省の技術的助言(令和6年11月12日国住参建第2615号修正)別紙1より抜粋

※国土交通省の技術的助言(令和6年11月12日国住参建第2615号修正)参考資料2より抜粋

[illegible]

○ 軽微な変更の手続きの流れ



【ルートA、B、Cの場合】

- a) 「軽微な変更説明書」(市様式5-1～5-3)の作成とともに、その変更内容が分かる図書一式を併せて完了検査申請時に完了検査を受ける建築主事等に提出する。

【ルートCの場合】

住宅・非住宅ともに、計画の変更に該当しない変更(「用途の変更」及び「評価方法(計算方法)の変更」を除く変更)であって、最初に実施した省エネ適判と同じ評価方法で再度評価し省エネ基準適合を確認する変更が該当する。

- b) 軽微変更該当証明書（市様式7-1）

建築主は、「軽微変更該当証明申請書」(市様式6-1)及びその変更内容が分かる図書一式を所管行政庁等へ提出し、「軽微変更該当証明書」の交付を受ける。

完了検査申請時に、当該「軽微変更該当証明書」とその内容が分かる図書一式を「軽微な変更説明書」の一部として建築主事等に提出する。

- c) 該当しない旨の通知書(市様式8)

所管行政庁等は、軽微な変更に適さないものと判断した場合、「該当しない旨の通知書」(市様式8)を交付する。

⑥ 完了検査

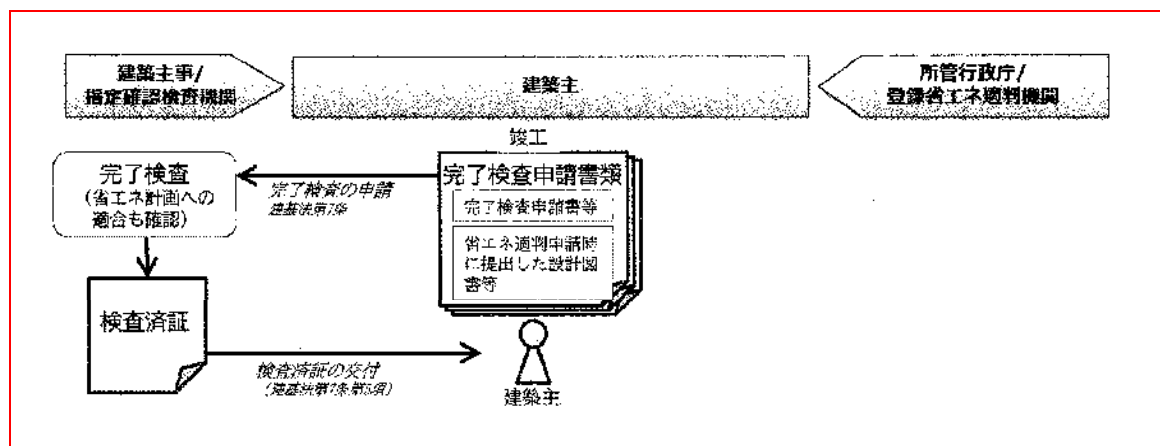
建築基準法に基づく完了検査時に、建築主事等による省エネ基準適合に係る検査を行います。

○ 手続きの流れ

- a) 建築主は、建築主事等に対して建築基準法に基づく完了検査を申請してください。
検査では、建築基準法への適合確認と併せて、省エネ基準への適合についても検査します。
- b) 建築主事等は、提出を受けた図書等により、直前の省エネ適判を受けた省エネ計画どおり(軽微な変更を含む)に施工されていることが確認された場合、検査済証が交付されます。
- c) 建設住宅性能評価(断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上)のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価における検査報告書又はその写しを提出してください。

○ 目視・計測等による現地検査を主としつつ、工事監理の実施状況と併せて法適合の確認を行います。

※ 「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」を参照



- ① 建築主事等が行う検査に含まれるため、完了検査申請書の受付はありません。
ただし、検査手数料は徴収する(仮使用検査時は徴収しない)。
徴収のタイミングは、完了検査申請書の提出と同時期です。
- ② 建築主事等が行う検査に含まれるため、検査済証の発出はありません。
- ③ 日程の調整は審査係と行います。日程は前後日や、午前・午後など別途スケジュールを確保すること。

(3) 提出図書

【住宅・非住宅共通で必要な図書等】

図書の種類	明示すべき事項
計画書	—
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下「エネルギー消費性能確保設備」という。)の位置
仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法

各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
--------	---

【非住宅建築物の場合に必要な図書等】

	図書の種類	明示すべき事項
機 器 表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
		節湯器具の種別及び数
仕 様 書	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系 統 図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
各 階 平 面 図	空気調和設備	縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	縮尺 照明設備の位置

	給湯設備	縮尺
		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
	昇降機	縮尺
		位置
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺
		位置
制 御 図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保に資する建築設備の制御方法

【住宅の場合に必要な図書等】

	図書の種類	明示すべき事項
機 器 表	空気調和設備(暖房設備、冷房設備)	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(エネルギー効率化設備)	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

(4) 省エネ基準(省エネ適判の場合)

外皮性能(住宅のみ)

外皮平均熱貫流率:UA[W/(㎡・K)]	0.87以下
冷房機の平均日射熱取得率:ηAC[%]	2.8以下

一次エネルギー消費量;BEI

規模・用途	設計一次エネルギー消費量
住宅	1.00以下
2,000㎡以上の工場等	0.75以下
2,000㎡以上の事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.80以下
2,000㎡以上の病院等・飲食店等・集会所等	0.85以下
その他	1.00以下

複合建築物(住宅等+非住宅)の場合、下記のいずれかをクリアすればよいです。

- ① 住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること
- ② 住宅部分の外皮性能が適合し、複合建築物全体(住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計)の設計一次エネルギー消費量が省エネ基準に適合すること

3 省エネ適判を省略する場合(仕様基準、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定等)

以下のいずれかを活用することにより省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要になります。

- ① 仕様基準又は誘導仕様基準(以下「仕様基準等」という。)に適合(手数料あり)
- ② 設計住宅性能評価(断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上)の実施(手数料なし)
- ③ 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認(手数料なし)

この場合、省エネ基準への適合は建築確認の審査の中で確認します。

審査申請にあたり、以下の書類を提出(持参)してください。

提出書類については正本と副本にそれぞれ1部ずつ添付してください。

※ 仕様基準に係る書類を別冊で提出することも可能です。

(1) 審査申請にあたり

<建築確認申請時に建築主事等への提出に必要な図書>

- ① 仕様基準等の場合
 - a)仕様基準への適合が確認できる設計図書等
(設計内容説明書、各種図面、機器表等)
- ② 設計住宅性能評価の場合
 - a)設計住宅性能評価書(又はその写し)
- ③ 長期優良住宅の認定の場合
 - a)長期優良住宅認定通知書(又はその写し)
- ④ 長期使用構造等の確認の場合
 - a)長期使用構造等確認書(又はその写し)
- ⑤ 宣言書(必要時)

②～④については、必ずしも確認申請時の提出は要しない。申請時に提出できない場合は、宣言書を提出の上、法定の確認申請期間の末日の3日前まで(ただし、申請者と市職員とで事前に十分調整の上で、期日を確認審査の末日の前の任意の日を設定することは可能)には、建築確認申請を行った建築主事に評価書等を提出することが必要です。

もし提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載した、申請者又は設計者が記名した書面(様式は任意)を提出してください。

確認申請書の第二面「建築主等の概要」の「8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」の提出不要にチェックを付け、カッコ内にその理由を記載しているか確認してください。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 仕様基準 | 「第1号イに該当」 |
| ② 誘導仕様基準 | 「第1号ロに該当」 |
| ③ 設計住宅性能評価 | 「第2号に該当」 |
| ④ 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認 | 「第3号に該当」 |

<変更計画に必要な図書>

- ① 仕様基準等の場合
 - a) 建築基準法令の規定に係る変更を行わず、変更後において仕様基準で省エネ基準に適合させる場合は、変更手続きは不要です。ただし、完了検査時に提出する書類に変更内容を示してください。
 - b) 建築基準法令の規定に係る変更を行い、変更後において仕様基準で省エネ基準に適合させる場合は、変更手続きが必要です。(手数料あり)
- ② 設計住宅性能評価の場合
 - a) 変更設計住宅性能評価書又はその写し
 - b) 変更住宅設計評価書に要した図書及び書類
- ③ 長期優良住宅の認定の場合
 - a) 長期優良住宅変更認定通知書又はその写し
 - b) 長期優良住宅変更認定通知書に要した図書及び書類
- ④ 長期使用構造等の確認の場合
 - a) 長期使用構造等確認書(変更)又はその写し
 - b) 長期使用構造等確認書(変更)に要した図書及び書類

<軽微な変更に必要な図書> 完了検査時に提出

- ① 仕様基準等の場合
変更後において仕様基準で省エネ基準に適合させる場合は、変更手続きは不要です。
ただし、完了検査時に提出する書類に変更内容を示してください。

【ルートA、ルートBの場合】

- ② 設計住宅性能評価の場合
 - a) 軽微な変更説明書か、変更設計住宅性能評価書又はその写し
 - b) 変更設計住宅性能評価に要した図書及び書類
- ③ 長期優良住宅の認定の場合
 - a) 軽微な変更説明書か、長期優良住宅変更認定通知書又はその写し
 - b) 長期優良住宅変更認定通知に要した図書及び書類

④ 長期使用構造等の確認の場合

- a) 軽微な変更説明書か、長期使用構造等確認書(変更)又はその写し
- b) 長期使用構造等確認(変更)に要した図書及び書類

【ルートCの場合】

② 設計住宅性能評価の場合

- a) 変更設計住宅性能評価書又はその写し
- b) 変更住宅設計評価書に要した図書及び書類

③ 長期優良住宅の認定の場合

- a) 長期優良住宅変更認定通知書又はその写し
- b) 長期優良住宅変更認定通知書に要した図書及び書類

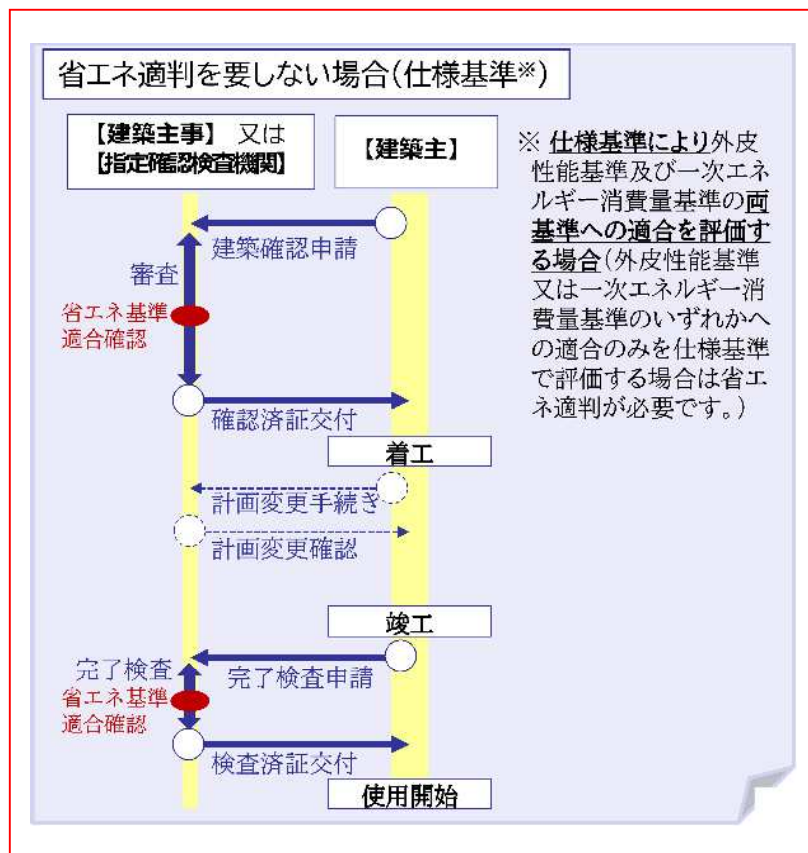
④ 長期使用構造等の確認の場合

- a) 長期使用構造等確認書(変更)又はその写し
- b) 長期使用構造等確認書(変更)に要した図書及び書類

＜完了検査申請時に建築主事へ提出が必要な図書＞

- a) 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書(省エネ基準工事監理報告書)
- b) 以下のいずれかの図書
 - ① 仕様基準等の場合
 - ・追加的な図書の提出は不要
 - ② 設計住宅性能評価の場合
 - ・設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ)
 - ③ 長期優良住宅の認定の場合
 - ・長期優良住宅認定通知書、設計内容説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ)
 - ④ 長期使用構造等の確認の場合
 - ・長期使用構造等確認申請書、内容変更説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ)
- c) 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等(現場備付)
- d) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上)が提出された場合は、当該書類の対象である部分の面積は検査の対象に算入しない。

(2) 手続きの流れ



① 建築確認申請

- ・ 仕様基準の場合、確認申請書及び設計図書等から、申請建築物が省エネ基準に適合しているかを審査します。なお、必要図書は、設計内容説明書、各種図面、機器表等です。
- ・ 設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定書、長期使用構造等確認書のいずれかが提出されているかを確認します。
- ・ 宣言書が提出された場合、法定の確認申請期間の末日の3日前までには、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定書、長期使用構造等確認書のいずれかを建築主事に提出してください。

② 審査の実施 (仕様基準)

提出された設計図書等が仕様基準に適合しているか確認します。

③ 確認済証の交付・着工

全ての審査終了後、通常の建築確認と同様に確認済証が交付され、それ以降に着工が可能になります。

④ 計画変更する場合

変更後において仕様基準で省エネ基準に適合させる場合、変更手続きは不要です。

ただし、建築基準法令の規定に係る変更を行い、変更後において仕様基準で省エネ基準に適合させる場合は、計画の変更を行ってください。

※ 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加にあっては、当該増加する部分の面積)の変更手数料が発生します。

※ 評価方法を仕様基準から標準計算法又は仕様・計算併用法へ変更した場合、新規に省エネ適判を受ける必要があります。

⑤ 完了検査

建築主事は、提出を受けた図書等により、建築確認を受けた設計図書どおりに施工されていることを確認します。

建築主事による検査の結果、建築確認を受けた計画どおりに施工されていることを確認された場合、検査済証が交付されます。

(3) 提出図書

【仕様基準を活用した場合の設計図書等への記載事項】

種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	建築物の種類(建て方)	平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図
暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	比消費電力	仕様書
	換気方式	仕様書、平面図
	ダクトの内径	仕様書、平面図
	電動機の仕様	仕様書
照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	給湯機の効率等	仕様書

(4) 仕様基準(木造戸建住宅の場合)

屋根、天井、壁、床の断熱基準には、「熱貫流率の基準」と「断熱材の熱低効率の基準」があり、どちらかの基準を満たす必要があります。以下の基準は、「断熱材の熱抵抗の基準」の場合です。

①「断熱材の熱抵抗」、②「開口部の熱貫流率Uと日射遮蔽対策」、③「設備機器の仕様」のすべてについて、基準をクリアする必要があります。

① 「断熱材の熱抵抗」

部位		充填断熱		外張断熱
		軸組工法	枠組壁工法	
屋根又は天井	屋根	4.6以上		4.0以上
	天井	4.0以上		
壁		2.2以上	2.3以上	1.7以上
床	外気に接する部分	3.3以上	3.1以上	2.5以上
	その他の部分	2.2以上	2.0以上	—
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	1.7以上		
	その他の部分	0.5以上		

② 「開口部の熱貫流率Uと日射遮蔽対策」

熱貫流率	4.7以下
日射遮蔽対策	以下のいずれか ●開口部の日射熱取得率が0.59以下 ●ガラスの日射熱取得率が0.73以下 ●付属部材を設ける ●ひさし、軒等を設ける

③ 「設備機器の仕様」

設備		仕様
暖房設備	住戸全体を暖房する場合	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの
	居室のみ暖房する場合	以下の(イ)又は(ロ)のいずれか (イ) 温水暖房用パネラジエーターであって、以下のいずれかの熱源機を用い、かつ配管に断熱被覆があるもの ●石油熱源機であって、JIS S3031に規定する熱効率が87.8%以上 ●ガス熱源機であって、JIS S2112に規定する熱効率が82.5%以上 ●ポン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機

		(ロ) ルームエアコンディショナーであって、JISB8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力}[\text{kW}] + 6.16$
冷房設備	住戸全体を冷房する場合	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの
	居室のみ冷房する場合	ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.504 \times \text{冷房能力}[\text{kW}] + 5.88$
換気設備		以下のいずれか ●比消費電力が$0.3[\text{W}/(\text{m}^3/\text{h})]$以下 ●内径75mm以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備(熱交換器設備を採用しない場合に限る) ●内径75mm以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 ●壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備
給湯設備		以下のいずれか ●石油給湯機であってJIS S2075に規定するモード熱効率が77.8%以上 ●ガス給湯機であってJIS S2075に規定するモード熱効率が78.2%以上 ●二酸化炭素(CO₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
照明設備		非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと

※参考文献

- 国土交通省「〔建築物省エネ法〕設計・管理資料集(住宅版)」
- 国土交通省「建築物省エネ法 木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック」